

1. 政策及び15年度重点施策等

政 策	保険におけるセーフティネット等のあり方についての検討
15年度 重点施策	保険のセーフティネット等のあり方についての検討

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること

3. 政策の内容

保険業をめぐる現下の諸問題への適切な対応を図るため、「保険商品の販売のあり方」、「保険会社のガバナンスのあり方」、「保険契約者保護等のあり方」といった「保険に関する主な検討課題」について、金融審議会において検討等を行うこととしました。

4. 平成15事務年度における事務運営についての評価

平成15事務年度においては、保険におけるセーフティネット等のあり方の課題について検討を行うため、16年1月以降、金融審議会金融分科会第二部会を3回、保険WGを計16回開催しました。

この中で、「銀行等による保険販売規制の見直し」については、16年3月に第二部会において報告書が取りまとめられました。以後金融庁では、この報告の趣旨を踏まえ、実務面も含めた検討を行っています。

また、「保険契約者保護制度の見直し」及び「無認可共済への対応」については、16年6月に、第二部会に対し、保険WGにおける検討状況が報告されました。これらの検討課題については、これまでの議論でも多岐にわたる意見が出ており、引き続き、各論点について議論を深めていく必要があります。

さらに、「保険会社のガバナンスのあり方」、「自然災害リスク等に係る責任準備金の積立ルール等の整備」について検討を行いました。

なお、これらの検討に関連して以下のような関係省令の改正等を実施しています。

相互会社の総代会の運営の改善

損害保険会社における再保険に関する経理処理等の明確化

自然災害リスクに対応した責任準備金積立ルールの整備

